

滋賀県言語聴覚士会失語症者向け意思疎通支援者派遣事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この事業は滋賀県言語聴覚士会（以下「県士会」という）に登録した失語症者向け意思疎通支援者（以下「支援者」という）を県士会に利用登録した団体（以下「利用登録団体」という）に派遣し、失語症者の円滑なコミュニケーションを図ることにより、失語症者の地域での自立生活及び社会参加を促進することを目的とする。

2 この要綱は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 77 条に規定する地域生活支援事業のうち、市町村の必須事業として定めがある意思疎通支援者の派遣事業を滋賀県内の市町が開始するまでの一時的なものであり、失語症者の意思疎通支援に関する要望の調査、派遣の際に必要な事項の調査を目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は滋賀県より事業を委託された県士会とする。

(定義)

第 3 条 本事業における失語症者とは脳血管疾患や頭部外傷などが原因で大脳の言語中枢が損傷することにより「話す、聞く、読む、書く」などのコミュニケーションが不自由となり、社会参加に困難をきたしている者のことである。医師から「失語症」と診断を受けたか、言語聴覚士が面接等により社会生活上なんらかのコミュニケーション障害があると判断されれば、身体障害者手帳などの有無は問わないものとする。

2 本事業における利用登録団体とは失語症者の自立生活及び社会参加を支援する団体で、活動の中で支援者による意思疎通支援を必要とする団体とする。

(支援者登録)

第 4 条 支援者となる者は失語症者向け意思疎通支援者登録申請書(別記様式第 1 号)により県士会に登録を申請しなければならない。

2 第 1 項の規定により登録した支援者は当初、申請した内容に変更があった場合、失語症者向け意思疎通支援者登録事項変更申請書(別記様式第 2 号)によりその旨を、紛失、あるいは破損した場合は失語症者向け意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書(別記様式第 3 号)で届け出なければならない。

(利用者登録)

第 5 条 登録者の派遣を利用する団体は失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録申請書(別記様式第 4 号)により県士会に申請しなければならない。

2 前項の申請があったときはその内容を審査し、登録を承認したときは失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録承認通知書(別記様式第 5 号)、承認しないときは失語症者向け意思疎通支援者派遣登録届不承認通知書(別記様式第 5 号)により申請した団体に通知する。

3 第 1 項の規定により登録した団体は当初届け出た内容に変更があった場合、失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録事項変更申請書(別記様式第 6 号)によりその旨を申請しなければならない。

(派遣の方法)

第 6 条 登録した団体は県士会に失語症者向け意思疎通支援者派遣申請書(別記様式第 7 号)により申請しなければならない。

2 県士会の派遣コーディネーターが派遣可能な支援者を選定のうえ、派遣するものとし、当該支援者に対して通知する。

(支援者の派遣及び報酬等)

第 7 条 支援者の派遣は原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし派遣場所までの移動時間は派遣時間に含まれないものとする。

2 派遣の範囲は県内に限るものとする。

3 支援者は失語症者向け意思疎通支援者活動報告書(別記様式第 8 号)を派遣業務完了した日から 7 日以内に県士会へ提出する。支援者が活動報告書を提出したのちに派遣報酬を支給する。また、派遣場所までの支援者の往復の交通費などは活動報告書に基づいて支払うものとする。

(派遣できる事項)

第 8 条 派遣できる事項は失語症者の自立生活及び社会参加を支援するもの、支援者による支援を必要とする団体活動とする。ただし、次の各号に該当する場合は派遣対象としない。

(1) 政治団体の活動(特定の政党の政治的活動や集会等)または、選挙活動

(2) 宗教団体の活動(宗教的な活動や集会等)

(3) 企業の営利活動(企業・個人の営利を目的とする商品販売等の活動等)

ただし営利団体が社会貢献事業として行っていると認められる場合は派遣できる。

派遣時間内に営利活動に直接関わる行為をしてはならない。

(4) その他社会通念上派遣することが好ましくないとと思われる活動

(派遣の取消し)

第 9 条 前条の規定により決定した派遣が次の各号の一に該当する場合、派遣の決定を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な方法により派遣の決定を得た場合。

(2) その他この要綱に違反する事実があった場合。

(利用料)

第 10 条 利用料金は無料とする。申請により支援者の派遣が適当と判断された者は、支援者の派遣に伴う施設等の入場料、イベント等への参加費、その他の実費を負担し、当該実費を支援者へ支払うものとする。ただし、団体や県士会が負担するのが適当と認められる費用については団体や県士会の負担とする。

(守秘義務)

第 11 条 支援者はその業務上知り得た秘密、個人のプライバシー等を失語症者の意に反して第三者に漏らしてはならない。この規定は登録者を辞したあとも適用する。

(支援者の禁止事項)

第 12 条 支援者はその職務に関して金品等を受け取ってはならない。

2 派遣時間内は「支援者として以外の立場」で相談などの行為をしてはならない。

(関係機関との連携)

第 13 条 県士会は派遣等事業の実施に当たっては失語症当事者団体や意思疎通支援者、自治体や介護保険、障害福祉サービスの事業所等との連携に努めるものとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は県士会の会長が別に定める。

附 則 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。